

石巻市6次産業化・地産地消推進助成金制度 に関するお知らせ

石巻産農林水産物を活用した新商品開発・新ブランド確立を農林漁業者と地域の様々な事業者がネットワークを形成して行う事業に対し、経費の一部を助成します。

◆助成対象事業・申請時期

	事業内容	申請時期
(1)新商品開発事業	1次・2次・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して、新商品の開発やブランドの確立を行う事業。	事業着手の30日前まで
(2)販路開拓事業	1次・2次・3次産業を営む事業者がネットワークを形成して、新たなマーケティング手法を用いた販路開拓、地産地消の推進等を行う事業。	事業着手の30日前まで
(3)施設整備事業	『総合化事業計画』の認定を受けた農林漁業者団体又は『農商工等連携事業計画』の認定を受けた中小企業者が加工・販売施設等の整備を行う事業。 (1事業者につき1回まで)	事業着手の30日前まで

◆助成対象経費

事業区分	助成対象経費
(1)新商品開発事業	旅費、新商品に係る謝金、原材料費、機械装置・工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、委託費等
(2)販路開拓事業	
(3)施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農産加工室、農家レストランなどの改修・整備費 ・農産加工室、農家レストラン等に附帯した販売施設の整備に要する経費 ・製造、製品に係る機械等の導入費等

◆助成金額（消費税・地方消費税は対象外）

事業区分	補助率	交付限度額
(1)新商品開発事業	4分の3以内	1事業者当たり50万円
(2)販路開拓事業		
(3)施設整備事業	2分の1以内	1事業当たり200万円

対象者・申請方法は裏面をご覧ください

◆対象者

- ・ ネットワークを形成して事業に取り組む市内事業者

	市内事業者	市街事業者	凡 例
1次産業	○	×	○:ネットワークの構成要件で助成対象 ×:ネットワークの構成要件とならない △:ネットワークの構成要件となるが、 助成対象外
2次産業	○	△	
3次産業	○	△	

《助成対象外となるネットワークの例》

- ・ 1次産業事業者又は2次産業事業者のみで構成されるネットワーク
 - ・ 市内の2次産業事業者と市外の1次産業事業者のみで構成されるネットワーク
 - ・ 市内の3次産業事業者と市外の2次産業事業者のみで構成されるネットワーク
 - ・ 複数の産業を営む事業者が単独で取り組む場合
- ・ 市税及び国民健康保険税を完納しており、かつ、助成金交付終了後も事業の継続が確実であると認められるもの
 - ・ 暴力団関係者に該当しない事業者

◆助成対象期間

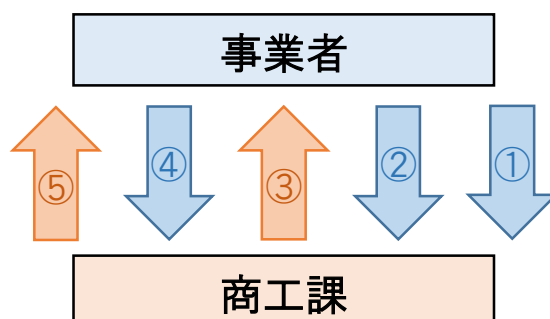
原則として交付決定を受けた年度の属する3月31日まで

◆申請書類

- 石巻市6次産業化・地産地消推進助成金交付申請書（様式第1号）
- 事業実施計画書（様式第2号）
- 事業実施計画の内容説明書（様式第3号）
- 事業予算明細書（様式第4号）
- ネットワークの構成員全ての法人登記事項証明書
（個人事業者の場合は住民票抄本）
- 市税を完納していることを証明できる書類
- 市長が必要と認める書類

◆申請方法

- ① 商工課に事前相談
- ② 申請様式・書類を商工課へ郵送
又は、窓口提出
- ③ 審査・交付決定
- ④ 実績報告
- ⑤ 確定通知・支払い



〈お問い合わせ先〉

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市産業部商工課（企業支援グループ）
電話：0225-95-1111（内線3523） e-mail：iscommerce@city.ishinomaki.lg.jp